

「文明化」の一環としての家畜衛生政策 ——世紀転換期ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける実践——

村上 亮

1. はじめに

オーストリア・ハンガリー（以下、ハプスブルク）は、ベルリン会議（1878年6-7月）においてオスマンからボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニア）の行政権を獲得した。この新領土はハプスブルク独特の国家制度（二重制）のもとでオーストリアとハンガリーのいずれにも属さない共通行政地域となり、共通省庁を代表するかたちで共通財務省がこの地の統治を管轄した⁽¹⁾。この時期のボスニアには議会は設置されず、本国に対して従属的な立場におかれたことは否定できないだろう。

ボスニアに対するハプスブルクの眼差しを考えるにあたり、ハプスブルクがオスマンとの国境に設置した軍政国境地帯の分断線としての意義に注目したい。すなわちL・フォン・ランケが論及したように「世界中のあらゆる国境のなかで、トルコに対するオーストリアの国境ほどまったく異なる世界の間に引かれたものはない。この境界は双方の軍事施設、複数の検疫所によって強化されている⁽²⁾」状況だった。1728年にはカール6世の宮廷訓令により軍政国境に防疫線・家畜検疫所が併設されたが、検疫制度の整備は七年戦争が終結した1763年以降とされる⁽³⁾。またオスマンに対するまなざしの変化も見逃せない。戸谷浩は、18世紀のハプスブルクではオスマンに対する恐怖が消えるとともに、軍政国境については「非ヨーロッパ-オスマン帝国-野蛮-停滞-不衛生」を「ヨーロッパ-ハプスブルク帝国-文明-進歩-清潔」から区別するものと言いつけている⁽⁴⁾。

ボスニアを含めたオスマンを「不潔」とみなす視線は、ハプスブルク側の衛生報告にうかがえる。同報告は、オスマン期のボスニアについて「衛生警察

の完全な欠如のもと、医師や病院、さらには健康の保護や維持するための衛生制度がほぼ完全に欠落していた」としたうえで、コレラや天然痘などの流行病や獣疫が蔓延していたと伝えた⁽⁵⁾。換言すれば、占領者の目に映ったボスニアではさまざまな病気が蔓延していたため、衛生政策が「平和的な文化事業」の一角を占めたのである⁽⁶⁾。そのなかで本稿では、ボスニアにおいて広くおこなわれていた畜産に関わり、かつハプスブルク期ボスニアの主要な輸出品だった家畜の衛生問題を取りあげてみたい。

ここで、本稿に関わる先行研究を概観しておこう。近年、ボスニアをハプスブルクの「植民地」とみなす、言い換えればボスニア統治に植民地統治との共通点を見いだすC・ルートナーの研究がある⁽⁷⁾。この関連で筆者が注目するのは、ボスニア統治が台湾、フィリピン統治の「模範」としての一面をもっていたことである。ボスニアを訪れた新渡戸稲造は、最も深刻な家畜の病気である牛疫の撲滅を「文明化」の指標とし、ハプスブルクが早々にそれに成功した点を称賛した⁽⁸⁾。ここでは、台湾とフィリピン⁽⁹⁾のいずれもが牛疫の深刻な被害に見舞われていたことも書き添えておく。

もう一つ付け加えるべきは、衛生的であることへの称賛が当時の帝国主義に認められたことである。植民地の支配国は、被支配地域において先進技術に依拠する医療を通じた「文明化」、すなわち「帝国医療」を実践した⁽¹⁰⁾。B・フックスは、ボスニアにおける対人衛生政策をフーコーのいう「生政治」の例とみなし、ハプスブルクが「文明」を近代的な「衛生政策」と同一視したと書く⁽¹¹⁾。前掲のルートナーが論及した、ハプスブルクによるすべての社会

経済分野にまたがる現地社会への介入、現地住民の「二級市民」としての扱ひも念頭におけば、世紀転換期のボスニアにおいて「帝国医療」に類比する施策がおこなわれたと考えられる⁽¹²⁾。

なお筆者は以前、ハプスブルクの国制との関連に重点をおき、当地における獣疫対策と家畜取引を検討したことがある⁽¹³⁾。今回は、その際に欠落していた現地社会への「介入」という視点を採りいれてみたい。つまり家畜の検査、家畜個体の調査は、人々の生活に入り込まざるをえなかったからである。具体的には、社会に新たな規律を浸透させるとともに、「お役所的」な監視能力を拡大するための道具として重要な役割を担った憲兵に着目したい⁽¹⁴⁾。ハプスブルク統治下のボスニアにおける憲兵は、軍事面ではボスニアに駐屯する軍司令部、経済面や行政面では地方行政の下におかれていたように、軍人と行政官吏の役割を併せ持っていたのである⁽¹⁵⁾。

以上をふまえて本報告では、ハプスブルク支配下ボスニアにおける「文明化」について家畜衛生政策を糸口として論じたい。とくに支配者側による一連の管理を通じた現地社会への「介入」のありようについて、家畜衛生政策と密輸規制から明らかにすることを目標とする。

2. 占領初期の牛疫対策

議論に先立ち、当該期のハプスブルクにおける獣疫対策を概観しておこう。その嚆矢は、マリア・テレジアによるドイツ語圏初の「オーストリア馬診療学校」の創設である(1765年)。D・ハールマンはこの年をウィーンにおける獣医学の創設のみならず、ハプスブルクにおける獣医制度発展の「精神的な礎石」とみなした⁽¹⁶⁾。法制度に関しては、オーストリア側で施行された牛疫に対処するための「オーストリア牛疫法」(1868年)が見逃せない。これにより殺処分範囲が罹病、あるいはその疑いのある家畜に拡大され、処分された家畜は全額補償された。またロシアとルーマニアを「牛疫汚染地域」とみなし、家畜検疫所の創設と国境の厳重な管理、家畜台帳の作成を定めた。オスマン帝国のヨーロッパ部で牛疫が発生した場合、ロシア、ルーマニアに対す

る処置と同様の対策も規定されたという⁽¹⁷⁾。19世紀末時点において、獣医の雇用を含めた獣医警察の経費が「もっとも生産的な国家支出」と位置づけられたことは、その重要性を裏書きする⁽¹⁸⁾。ここでは、ボスニア占領までにハプスブルクの獣医警察制度は完成しておらず、新領土における制度構築と同時並行的に進捗した点に留意したい。

ボスニアに目を移すと、牛疫は占領時点においてほぼ全域に蔓延していた。現地で対策に従事したA・バランスキによれば、これが15年前から流行していたにもかかわらず、オスマン統治期には対処が講じられず、食用のための罹病家畜の解体禁止、ならびに病気の治癒を待つしかなかったという⁽¹⁹⁾。初期の行政府文書も「地方行政府は、地域住民の幸福を危機にさらす牛疫の撲滅に最大限の注意を向けた。牛疫は従来の無関心の結果、広範にわたって蔓延していた」と語る。また牛疫がセルビアからボスニアに持ちこまれたとみなされた点にも注意したい⁽²⁰⁾。セルビアを「汚染源」とする見方は、ハプスブルクが作成した『ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける獣医制度』にも認められる。すなわち、セルビアから移住したイスラム教徒が連れてきた牛、ハプスブルクの占領軍に供給されたセルビア産の家畜が牛疫に罹患していたと伝えられる⁽²¹⁾。

牛疫を撲滅するため、ボスニアでも「オーストリア牛疫法」を援用した、通称「ボスニア牛疫法」が制定された。その要諦は、家畜証明の発行や牛疫侵入の予防措置、牛疫発生時の届出義務や封鎖、消毒作業の実施、罹病家畜に対する補償などである。ここでは同法の周知の実態を教えてくれるものとして「ボスニア牛疫法」に関する布告(1880年4月26日)をあげたい。同布告をみると、一連の措置における憲兵の使役が目につく。つまり家畜証明に憲兵の認証を要すること、憲兵が管轄地域を10日ごとに巡回し家畜の健康状態を確認すべきこと、牛疫発生疑いがあるときには同法に基づいた措置を講じることが規定された。牛疫の拡大抑止のための「最も重要な措置」たる封鎖を、憲兵と軍隊が協力して行なうことも定められた。また郡庁は地区の代表的人物、とくに文字を読める聖職者を通じて住民

に牛疫法を周知すべきとしたうえで「住民が牛疫撲滅の利益を認めれば、住民に資する目的をすぐに達成するであろう」と書いている⁽²²⁾。しかし牛疫の撲滅宣言（1883年5月）までに、同法の遵守を命じた布告が再三出されていたことに鑑みると、かかる楽観視には疑問符がつく。

ここで1点補足したいのは、ボスニア住民の牛疫対策への消極性、否定的な態度が同時代の台湾にも認められることである。台湾では日本領有前から牛疫が蔓延していたにもかかわらず、これに関する現地住民の知識は「低級」にすぎず、牛疫を防ぐ手立てを知らないまま「神ノ業」と認識し、その「跳梁跋扈」を招いたこと、罹病家畜の撲殺への反発や病気の隠匿が見られたことが伝えられる。なお台湾での牛疫根絶は大正9（1920）年である⁽²³⁾。

3. 牛疫撲滅後の獣疫政策

獣疫政策の概要に目を移すと、共通省庁が獣疫関係の立法を管轄し、その施行はボスニア地方政府が監督した。地方政府の具体的な管轄は、人員の管理や獣疫に関する法律や通達の運用、獣皮処理人や家畜埋却地の監視、家畜取引の監督などである⁽²⁴⁾。資格のある獣医については、ハプスブルクの獣医養成機関⁽²⁵⁾でしかるべき教育を受け、学位を得たハプスブルクの国籍所有者、あるいは他国で教育を受け、地方政府により特別に許可されたボスニア住民に限定された⁽²⁶⁾。獣医人員と給与額については表1にまとめたとおりである。ここで獣医の給与をめぐる問題に着目したい。ボスニア農業に関する博士論文を書いた同時代人K・コンディチは「地方政府によって無慈悲に扱われた唯一の官僚集団は獣医⁽²⁷⁾」と書き、その昇給の遅さに言及する。

表3 世紀転換期までのボスニアにおける主な獣疫⁽³¹⁾

病名	流行期間	病名	流行期間
牛疫	1879-1883	交疫	1888-90, 1895, 1897-98
口蹄炎	1891, 1892, 1894, 1896, 1898	疱疹	1886-90, 96, 97, 98
豚ペスト	1895-1898	羊の水痘	1886-98
炭疽	1885-1898	狂犬病	1885-98
鳴疽	1887, 1892, 1894-98	疥癬	1886-98
豚丹毒	1892-1898	牛の結核	1896-98
鼻疽	1885-88, 1890-93, 1896-98		

各病気への対策を一瞥しておく、口蹄炎、炭疽、羊の水痘などについてはオーストリアの関連法、豚のペストについては当初はハンガリーの法規がそれぞれ援用された。獣疫対策費を整理した表2、世紀転換期までのボスニアにおける獣疫を整理した表3を見ると、病気の発生により大きく変動してい

表1 獣医人員と給与額の一覧（1879-1898年）⁽²⁸⁾

年 ^{*1}	地方政府付獣医 ^{*2}	県庁付獣医	郡獣医	ゲマインデ獣医 ^{*3}	合計	給与 ^{*4}
1879	—	6	—	—	6	?
1880	—	6	3	1	10	8,347
1881	—	6	5	1	12	9,867
1882	—	6	5	1	12	10,400
1883	—	6	5	1	12	11,800
1884	—	6	6	1	13	13,150
1885	1	6	6	1	14	13,200
1886	1	6	6	1	14	15,408
1887	1	6	8	1	16	16,000
1888	1	6	10	1	18	20,660
1889	1	6	10	1	18	22,903
1890	1	6	12	1	20	23,544
1891	1	6	13	2	22	24,413
1892	1	6	14	2	23	25,537
1893	1	6	19	2	28	29,810
1894	1	6	20	1	28	32,200
1895	1	6	23	1	31	36,672
1896	1	6	23	2	32	37,613
1897	1	6	24	2	33	43,767
1898	1	6	24	2	33	43,862

※1：各年の年末状況

※2：地方政府の衛生部局に所属し、獣疫報告を行う⁽²⁹⁾

※3：サライエヴォとドニャ・トツラの2箇所

※4：ゲマインデ獣医の給与は含まず。単位はグルデン。給与規定は、1896年2月の共通省庁布告に基づき、他の官僚と同じ水準に設定された（1897年1月以降）

表2 ボスニアにおける獣疫対策費の推移⁽³⁰⁾

年	費用	年	費用	年	費用
1879, 80	69,746	1887	2,810	1894	8,576
1881	79,272	1888	2,006	1895	13,972
1882	42,861	1889	2,360	1896	39,874
1883	40,016	1890	3,466	1897	32,997
1884	9,682	1891	5,698	1898	35,103
1885	9,440	1892	12,544	1899	43,068
1886	4,324	1893	9,483		

るさまが見てとれる。たとえば1892年の増加は口蹄炎と炭疽の発生、1896年以降の増加は豚ペストの発生によるものである。拙稿で触れたように、豚ペストは完全な撲滅には至らず、ボスニアからの豚輸出に大きな損害を与えた。

次に、家畜取引を統制する枠組みも見ておこう。ハプスブルク期には、ボスニア牛疫法に準拠して個々の家畜に家畜証明が発給された。これに関しては、郡庁がボスニアの外部と取引される家畜の証明を発行すること、動物の種別により証明の書式が区分されていたことをあげておこう。そして、ここでも憲兵の果たした役割に着眼したい。域内取引用の場合はゲマインデ、ゲマインデが存在しない場合には憲兵が家畜証明を暫定発給した。牛疫の撲滅まではボスニアの域外との家畜取引ができなかったため、初期には憲兵が健康状態の調査をおこなったうえで発給した。放牧地への移動にも家畜証明は必須だった。放牧に際しても、憲兵が家畜の移動を監視したのである⁽³²⁾。

ボスニア各地において開催された家畜市場は、獣医、医師、衛生官などによる一頭ごとの検査、ゲマインデや憲兵による監視が規定され、郡庁は家畜市場報告書を地方行政に提出した⁽³³⁾。食肉、毛皮、その他の生産物の衛生的な管理を目的とする畜殺場は、サライエヴォへの設置に始まり1905年までに80ヵ所に増加した。もっともその多くは冷凍設備を欠いた原初的なものであったという⁽³⁴⁾。また公営畜殺場ではイスラム教徒に配慮して豚は除外され、牛、山羊、羊の解体に限定された。その後、サライエヴォ、モスタル、パニャ・ルーカなどの主要な畜殺場には豚解体専用の施設が設置された⁽³⁵⁾。

畜殺場とその道具類の衛生状態は、獣医、憲兵、ゲマインデによって最も厳格に監視されるとともに、食肉検査は官庁の獣医、それが不在の場合には民間の医師、軍の獣医や医師によっておこなわれた。これに関していえば人体への健康被害に鑑み、鼓腸症に罹った家畜の食肉販売が禁じられた⁽³⁶⁾。獣皮取引に関しても、皮膚の病気や粗悪かつ非効率的な利用、不完全な保存方法、無規律な取引などの問題の改善を図るため、衛生面と経済面、双方の

要求に応じた獣皮の処理と保存が図られた。1898年には44ヶ所の獣皮処理施設が合計233,196枚の獣皮を生産した⁽³⁷⁾。死んだ家畜の埋却地は、憲兵と地域の長老の監視下におかれた。これは埋却地から骨などを掘り出す事例が存在したためと推認される⁽³⁸⁾。

4. 豚戦争期の密輸対策： ボスニアにおける「牛戦争」

以上の措置に続く現地社会への「介入」を検討するため、ハプスブルクとセルビアの関税戦争、いわゆる「豚戦争」(1906-11年)期の密輸対策を取りあげる。豚戦争という名称の由来は、セルビアの主な輸出品が豚だった事実にある。この発端は、ハプスブルクがセルビアとブルガリアとの関税同盟の計画を挫折させようとしたこと、通商条約の交渉のなかで自国製の武器購入を強要したことである。ハプスブルクは、屈服を拒んだセルビアに家畜の禁輸措置を発動したものの、セルビアは予想外の勝利をおさめた。ここでは、セルビアが豚戦争を経てハプスブルクへの経済的依存を減らすとともに、ハプスブルクに対する憎悪を強めたことを記すにとどめる⁽³⁹⁾。

豚戦争はボスニアにも影響を及ぼした。従来、セルビアからボスニアへの家畜輸入は国境近くのヴァルディシュテのみで行われていた⁽⁴⁰⁾が、ハプスブルク=セルビア間の通商条約が失効した1906年2月以降「獣疫侵入抑止」を名目として、家畜や家禽のセルビアからボスニアへの輸入が禁止された⁽⁴¹⁾。同年3月後半の暫定条約の合意後も歩み寄りがみられないまま、同年7月7日に暫定条約は失効、本格的な関税戦争に突入した⁽⁴²⁾。行政府の報告によれば、憲兵、税関による警備が強化されるとともに密輸に対する警告が発せられたが、200キロに及ぶボスニア=セルビア国境は密輸を容易にした⁽⁴³⁾。

1907年9月以降、ウィーンとブダペシュトから「ボスニア産の牛に生産地の疑わしい牛が混じっている」との抗議が寄せられたため、オーストリア、ハンガリー両半部政府が密輸の調査委員会を設置した。この背景には、ハプスブルク本国の農業利害の影が認められる。オーストリアにおいて最も影響力

を有していた農業利害団体「通商条約締結において農林業利害を保護するオーストリア中央協会」の設立者A・ホーヘンブルムが編集人を務めた『農業新聞 Agrarisches Flugblatt』⁽⁴⁴⁾は、プラムジャムの買い付けのためにセルビアに滞在したウィーン商人による匿名の証言を掲載した。「セルビアの人々は次のように考えている。つまりこの密輸は、セルビア産の雄牛を早急に必要とするオーストリア・ハンガリー当局の黙認の下で行われていると。さらに、すでに15,000から20,000頭、あるいはそれ以上の雄牛がドリナ川を越えてボスニアに密輸されたかもしれない」と。さらに持ち込まれた一部の牛は、オーストリアやハンガリーの市場に移送されたとも記述される⁽⁴⁵⁾。本記事の信憑性には疑問符がつくものの、ここでは農業利害がもつ政治的影響力の大きさに留意したい。

ボスニア行政府が講じた密輸対策については、以下の10点があげられる⁽⁴⁶⁾。①憲兵や税関の強化による国境監視の厳格化。②ボスニア牛疫法に基づく密輸の処罰。③憲兵、税関、個人による密輸の摘発、届出に対する報奨金の授与。④家畜通過駅以外における家畜の通行を阻止するための警備の強化。⑤憲兵による家畜証明の発行。⑥正確な生産地調査に基づく家畜証明の発行。⑦牛の背峰測定を導入と家畜証明に牛の色や特徴の正確な記入。⑧生産地に疑いのある大型牛の輸出禁止。⑨国境に配置された獣医へのセルビア牛の写真配布。⑩オーストリア、ハンガリー両農務省の希望に対応した、セルビアと境界を接する地域における家畜台帳の作成である。以上の施策の基調は既存の対策の強化だったが、ここで目を向けたのは最後に示した家畜台帳である。この措置はオーストリア牛疫法に基づいたものであり、セルビアにも義務づけられていた⁽⁴⁷⁾。ボスニアの現地当局は家畜台帳が「ほぼ確実に」密輸を阻止する十分な保証となり、本国からの苦情を封じられると見通していたのである⁽⁴⁸⁾。

ここで家畜台帳作成に関する通達（1907年12月21日）のあらましを述べておこう⁽⁴⁹⁾。まず確認しておくべきは、この目的がセルビアからボスニアへの牛の密輸阻止だったことである。主な条項を摘記し

ておくと、獣医が家畜検査官の協力を得て牛の家畜台帳を作成すること。具体的には家畜検査官が台帳を整備し、憲兵が記録すること。また域内移動については牛に焼印を付し、域外移動については家畜証明を発給すること（第1条）。家畜検査官には信頼でき、かつ業務遂行に適した人物を雇用すること（第3条）。牛の家畜証明は家畜検査官が発給すること（第4条）。違反行為はボスニア牛疫法第31条により処罰すること（第6条）などである。

さらに同通達の施行規則に目を移すと、台帳への登録前に家畜検査官が獣医の立ち合いのもとで牛に焼印を押すこと（第3条）、家畜所有者は、家畜の増減を家畜検査官に申告する義務があること（第7、8条）⁽⁵⁰⁾、家畜検査官、憲兵、官吏はいつでも畜舎に入れること（第10条）。台帳の表紙に台帳番号、家畜所有者、場所、農場の番号、台帳本体に家畜の種類、年齢、色や特徴、増減の理由を記載すること（第13条）。市場に持ちこまれた家畜の登録簿を作成すること（第19条）。家畜検査官は月に2度は管轄地域を巡回し、家畜数の変動を届け出た者以外も監視しなければならないこと。また牛だけではなく、他の家畜の病気や斃死を認めた場合には郡庁に即座に報告するとともに、牛の家畜証明は家畜検査官によってのみ発給されること（第20、21、22、23条）などである。また憲兵は台帳の整備のため、台帳や家畜証明の記録、台帳の記載内容を確認する権利を持ち、家畜証明に瑕疵がある家畜の引き留め、郡庁への通告をおこなった（第24条）⁽⁵¹⁾。

家畜台帳の編纂はビエリナ郡から始められ、ズヴォルニク、スレブレニツァ、ヴィシエグラードの各郡でも着手されるとともに、オーストリア農務省の希望に基づき、対オスマン、モンテネグロ国境のチャイニツァ、フォチャ、ヴラセニツァ（北東部のみ）の各郡⁽⁵²⁾でも作成された。行政府の資料によれば、1907年11月以降両半部からの密輸の申し立てはみられなくなった。つまりビエリナ郡への家畜台帳の導入によって密輸の危険は大きく減少したと判断したのである⁽⁵³⁾。合計29名の家畜検査官の雇用を含めて家畜台帳には多くの費用を要したが、密輸阻止にある程度は「成功」したといえるだろう⁽⁵⁴⁾。

クロアチア



地図 家畜台帳が編纂された郡 (下線部で示した郡)⁽⁵⁵⁾

5. おわりに

ハプスブルクは、家畜衛生の観点においても新領土ボスニアを「清潔」にするべく、自らの衛生観念を強制した。一連の「介入」を通じて、規制の網が住民の生活や慣習に被せられたのである。豚戦争期の家畜台帳の作成や家畜検査官の配備を通じた個の把握の試みもこの文脈におくべきだろう。もっとも、類似する法令の連発に鑑みると、トップダウン的に実施された施策が円滑に受容されたとは考えにくい。また現地の慣習に配慮せざるを得ない場面も存在した⁽⁵⁶⁾。さらに前掲のコンディチは、ボスニアでは資格をもつ獣医ではなく「やぶ医者」が信頼を得ていた旨を伝えるが、同様の事態はオーストリアにおいても認められた⁽⁵⁷⁾。

セルビアからの密輸規制には多くの資源が動員されたが、その理由として何が推測できるだろうか。これに関してオーストリア農務省は、密輸対策の可及的速やかな実施を共通財務省に求めた際、その必要性を「セルビア産家畜の侵入が、公衆ならびに議会において、強力な介入によってのみ対処しうる最大の懸念を引き起こすだけになおさらのこと⁽⁵⁸⁾」と書きつけている。これは、セルビアからの家畜輸入に頑強に反対するとともに、ハプスブルク産家畜の重要な輸出先ドイツの輸入制限を憂慮する農業利害に発したものと考えられる⁽⁵⁹⁾。豚戦争の背景をなすこの問題の考察は他日を期したいと思う。

また以上の内容からは、ハプスブルク支配の秩序を支えた憲兵が、獣疫対策に広く従事したさまが見てとれる。とくにボスニアの面積と家畜数と比較したときの獣医の少なさ⁽⁶⁰⁾に鑑みると、家畜衛生政策における憲兵の意義は無視できない。想起しうる家畜管理への憲兵介入の一因として、ボスニアにおける低い識字率のみを付け加えておきたい。当局側は、読み書きできる人の少なさゆえに家畜台帳の維持を村落ゲマインデには委ねられないと考えていたからである⁽⁶¹⁾。占領期を通じて憲兵費用は膨張しつづけ、約234万クローネ(1880年)から約375万クローネ(1906年)へと約1.6倍に増加した⁽⁶²⁾。獣疫対策費用や獣医の件数費と比べるならば、その多さは明白である。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにお

ける憲兵の制度と業績は、いずれにせよ帝国本国の憲兵に匹敵する⁽⁶³⁾」との同時代人の評価は、この地の憲兵を考えるうえでの手がかりとなるだろう。この主題についても機会をあらためて検討したい。

もっとも、警察や憲兵が衛生政策を担ったのはボスニアだけではない。日本統治下の台湾では警察官が「獣疫予防機関の中枢⁽⁶⁴⁾」を担い、同じく朝鮮でも衛生警察による容喙が指摘される⁽⁶⁵⁾。ボスニアでは現地行政の頂点には文官がいたものの、当該期のボスニアを訪れた日本人外交官、信夫淳平はボスニア統治を「軍政」と喝破した。彼はボスニアにおける鉄道や郵便が軍の管轄下にあることを念頭におき「此の点に於ては朝鮮の憲兵政治に尚ほ一つをかけたものである⁽⁶⁶⁾」と書きつけたのである。このくぐりたりは、植民地統治とハプスブルクのボスニア支配を比較するうえで有益な視座であると考えられる。

附記

本稿は、日本学術振興会JSPS科研費、若手研究(19K13396)「第一次世界大戦前夜ボスニア・ヘルツェゴヴィナ施政にみるハプスブルク支配の諸相」(代表：村上亮、2019～2023年)の助成による成果の一部である。

注

- (1) 本稿では、二重制のもとで正式名称をもたない西半部を「オーストリア」と記す。ハプスブルクの国制とボスニアの関係については以下を参照。村上亮『ハプスブルクの「植民地」統治——ボスニア支配にみる王朝帝国の諸相——』多賀出版、2017年、第1、2章；同「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合問題の再検討——共通財務相I・ブリアーンによる二つの『覚書』を中心に——」『史林』第99巻第4号、2016年、66-94頁。
- (2) Leopold von Ranke, “Die letzten Unruhen in Bosnien 1820 bis 1832”, *Historisch-politische*

- Zeitschrift*, Bd.2, 1833/36, S.236.
- (3) Boro Bronza, “Austrian Measures for Prevention and Control of the Plague Epidemic along the Border with the Ottoman Empire during the 18th Century”, *History of Medicine*, vol.50-4, 2019, p.179.
- (4) 戸谷浩「帝国の南辺が作られる：軍政国境地帯の性格の転換と近代」篠原琢、中澤達哉編『ハプスブルク帝国政治文化史：継承される正統性』昭和堂、2012年、154頁。ヨーロッパではその流行を抑えた中東地域におけるペストの蔓延は、「瀕死の重病人」というオスマンのイメージ形成に寄与したという。見市雅俊「コレラの世界史」同『青い恐怖白い街：コレラ流行と近代ヨーロッパ』平凡社、1990年、33頁。
- (5) *Das Sanitätswesen in Bosnien und der Hercegovina 1878-1901*, Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), Sarajevo: Landesdruckerei, 1903, S.3.
- (6) Karl Ullmann, “Über Entwicklung und den derzeitigen Stand der hygienischen Verhältnisse in Bosnien und der Hercegovina”, in *Beiträge zur Wirtschaftskunde Österreichs. Vorträge des IV. internationalen Wirtschaftskurses in Wien*, Wien: Hölder, 1911, S.484.
- (7) Clemens Ruthner, “Bosnien-Herzegowina als k.u.k.Kolonie, 1878-1918. Eine Einführung”, in Clemens Ruthner, Tamara Scheer (Hg.), *Bosnien-Herzegowina und Österreich-Ungarn, 1878-1918: Annäherungen an eine Kolonie*, Tübingen: Francke, 2018, S.15-44.
- (8) 新渡戸稲造「慕斯尼亞の農政」『臺灣協會會報』第56号、1903年、7-8頁。以下の拙稿も参照。村上亮「近代「植民地」における人と森林の付き合い方——ハプスブルク統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナを例として——」服部伸編『身体と環境をめぐる世界史：生政治からみた「幸せ」になるためのせめぎ合いと技法』人文書院、2021年、314-337頁；同「J・M・ベルンライターと南スラヴ問題——『ボスニアに関する所感』（1908年）を読む——」『大学教育論叢』（福山大学大学教育センター）第7号、2021年、95-116頁。
- (9) A・K・マクヴェティ（山内一也訳；城山英明協力）『牛疫：兵器化され、根絶されたウイルス』みすず書房、2020年、22-23頁。
- (10) 美馬達哉『感染症社会：アフターコロナの生政治』人文書院、2020年、184-187頁；見市雅俊「病気と医療の世界史：開発原病と帝国医療をめぐる」見市雅俊〔他〕編『疾病・開発・帝国医療：アジアにおける病気と医療の歴史学』東京大学出版会、2001年、6-7頁。
- (11) Brigitte Fuchs, “Orientalizing Disease Austro-Hungarian Policies of ‘Race’, Gender, and Hygiene in Bosnia and Herzegovina 1874-1914”, in Christian Promitzer (ed.), *Health, Hygiene and Eugenics in Southeastern Europe to 1945*, Budapest: Central European University Press, 2011, p.65.
- (12) Ruthner, “Bosnien-Herzegowina als k.u.k. Kolonie”, S.38-40.
- (13) 村上亮『ハプスブルクの「植民地」統治』第4、5章。本稿の一部が同拙稿と重複することをお断りしておきたい。
- (14) Clive Emsley, *Gendarmes and the State in Nineteenth-Century Europe*, Oxford: Oxford University Press, 1999, p.8. 警察の諸組織を類型化する際における課題のひとつとして、警察と軍隊の間に位置する憲兵（ジェンダーメリ）があげられている。林田敏子「警察の比較研究に向けて」林田敏子、大日方純夫編『警察（近代ヨーロッパの探究13）』ミネルヴァ書房、2012年、5-6頁。
- (15) *Bericht über die Verwaltung von Bosnien und der Hercegovina*, 1906, k. und k. Gemeinsames Finanzministerium (Hg.), Wien: Adolf Holzhausen, S.238.（以下、*Bericht*（年号）と記す）1881年には1,900人のボスニア憲兵が配備され、その中にはイスラム教徒316人を含む1,300人の現地住民、及び600人の共通軍とハプスブルク本国出身の警察官が含まれた。将校は共通軍から任用され、憲兵の刑事裁判は軍法会議で行われた。1906年時点の人員は、憲兵将校41人、憲兵2,300人などである。
- (16) 池本卯典〔他〕監修『獣医学概論』緑書房、2013年、34頁；Daniela Haarmann, “Das Wiener Tierarzney-Institut und die Entwicklung eines habsburgischen Veterinärwesens”, in Idem (Hg.), *250 Jahre Veterinärmedizinische Universität Wien: Verantwortung für Tier und Mensch*, Wien: Holzhausen, 2015, S.35.
- (17) Gustav Ritter von Wiedersperg, “Die Entwicklung

- des Veterinärwesens in Österreich”, in Michael Freiherrn von Kast (Hg.), *Geschichte der österreichischen Land- u. Forstwirtschaft und ihrer Industrien 1848-1898*, Bd.2, Wien: Perles, 1899, S.788; *Gesetz vom 29. Juni 1868 betr. die Hintanhaltung und Unterdrückung der Rinderpest und Durchführungsverordnung zu demselben vom 7 August 1868*, Wien: Wilhelm Braumüller, 1869.
- (18) Wiederspurg, “Die Entwicklung des Veterinärwesens”, S.798.
- (19) Anton Baranski, “Ueber die Rinderpest in Bosnien”, *Österreichische Vierteljahresschrift für wissenschaftliche Veterinärkunde*, Bd.LV, 1881, S.24.
- (20) Haus-, Hof- und Staatsarchiv, Wien, Politisches Archiv XL, Interna 208 Liasse IX, *Die provisorische Verwaltung Bosniens und der Herzegowina seit der Occupation*, Wien: k.k. Hof- und Staatsdruckerei, 1879, S.18.
- (21) *Das Veterinärwesen in Bosnien und der Hercegovina seit 1879*, Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), Sarajevo: Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina, 1899, S.27-28. (以下、*Veterinärwesen*と略記)
- (22) *Sammlung der für Bosnien und die Hercegovina erlassenen Gesetze, Verordnungen und Normalweisungen 1878-1880*, Bd.1, Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), Sarajevo: Landesdruckerei, S.165-167. (ボスニア地方行政の法令集については以下、*Sammlung* [年]と記す)
- (23) 臺灣總督府殖産局編『臺灣牛疫史』臺灣總督府殖産局、1925年、1-3、12頁。
- (24) Alois Koch, *Veterinär-Normalien, betreffend die Organisation des österr. und des ungar. Veterinärwesens einschließlich Bosnien und der Hercegowina*, Bd.1, Wien: Moritz Perles, 1891, S.10.
- (25) ハプスブルク国内の獣医養成機関は、ウィーン(1765年創設)、ブダペシュト(1787年創設)、レンベルク(1880年創設)の3箇所だった。Koch, *Veterinär-Normalien*, Bd.1, S.15-18.
- (26) Koch, *Veterinär-Normalien*, Bd.1, S.10-13.
- (27) Kosta Kondić, *Die Tierzucht-Verhältnisse und veterinär-sanitären Zustände in Bosnien und der Herzegowina*, Inaugural-Dissertation der veterinär-mezizin Fakultät der Universität Bern, 1908, S.93.
- (28) 出典は以下の通り。 *Veterinärwesen*, S.3.
- (29) *Veterinärwesen*, S.2.
- (30) 出典は以下の通り。 *Veterinärwesen*, S.172.
- (31) 出典は以下の通り。 *Veterinärwesen*, S.26-27.
- (32) *Veterinärwesen*, S.177-184.
- (33) *Veterinärwesen*, S.189-191.
- (34) *Bericht* 1906, S.116; Ferdinand Schmid, *Bosnien und die Herzegowina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns*, Leipzig: Veit, 1914, S.291.
- (35) *Veterinärwesen*, S.203.
- (36) *Veterinärwesen*, S.199-200, 203. ただシユダヤ教徒が宗教上の儀式で用いる牛の拝、羊や山羊の皮革はこの対象から外された。
- (37) *Veterinärwesen*, S.204-206.
- (38) *Veterinärwesen*, S.206-207.
- (39) Holm Sundhaussen, *Geschichte Serbiens*, Wien: Böhlau, 2007, S.210; ジョル・J(池田清訳)『第一次世界大戦の起原(改訂新版)』みすず書房、1997年、217-218頁。
- (40) *Die Landwirtschaft in Bosnien und der Hercegovina*, Landesregierung für Bosnien und die Hercegovina (Hg.), Sarajevo: Landesdruckerei, 1899, S.92.
- (41) *Bericht* 1907, S.38.
- (42) Dinys Jánossy, “Der handelspolitische Konflikt zwischen der österreichisch-ungarischen Monarchie und Serbien in den Jahren von 1904-1910”, *Jahrbuch des Wiener ungarischen historischen Instituts*, Jg.2, 1932, S.303.
- (43) *Bericht* 1907, S.38.
- (44) Werner Drobesh, “Vereine und Interessensverbände auf überregionaler (cisleithanischer) Ebene”, in Helmut Rumpler, Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.8-1, Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2006, S.1075.
- (45) Arhiv Bosne i Hercegovine (ABiH), Zajedničko Ministarstvo Finansija (ZMF), Odjeljenje za Bosnu i Hercegovinu (BH) opći. 13082-1907.
- (46) ABiH, ZMF, BH. opći. 14356-1907; *Bericht* 1907, S.41-42.

- (47) ハプスブルク=セルビアの通商条約と同時に締結された獣疫予防協定のなかで、ルーマニア、ブルガリア、オスマンとの国境から37キロの範囲における家畜台帳の作成がセルビアに義務付けられた。Lajos Láng, *Hundert Jahre Zollpolitik*, Wien: Carl Fromme, 1906, S.290.
- (48) *Bericht* 1907, S.42.
- (49) *Sammlung* 1907, S.371-379.
- (50) 自ら育てた子牛の場合、台帳への登録は角が生え始めた時、あるいは遅くとも4カ月までに行うべきとされた。
- (51) *Sammlung* 1907, S.379.
- (52) *Bericht* 1909, S.42.
- (53) ABiH, ZMF, BH. opći. 7764, 9531-1908.
- (54) Schmid, *Bosnien und die Herzegovina*, S.374.
- (55) *Veterinärwesen in Bosnien und der Hercegovina*, 巻末資料を一部改変。
- (56) 植民地医療では、支配者側の意図が貫徹されるよりも、現地社会の抵抗やそれに伴う妥協などにより形成されたとする千葉芳広の言及をあげておくにとどめたい。千葉芳広「コレラと公衆衛生——帝国植民地の比較史」秋田茂、脇村孝平編『人口と健康の世界史』ミネルヴァ書房、2020年、306頁。
- (57) Kondić, *Die Tierzucht-Verhältnisse*, S.102. 当時の農民は獣医よりも羊飼いや獣皮処理人を好み、獣疫感染の疑いを官庁に報告する獣医に反感を抱いたという。またオーストリアにおいて新営業法が制定された際(1883年)、獣医は蹄鉄工や免許を持たない医者への規制を求めた。Wiedersperg, “Die Entwicklung des Veterinärwesens”, S.781, 787.
- (58) ABiH, ZMF, BH. opći. 14356-1907.
- (59) Jánossy, “Der handelspolitische Konflikt”, S.286-290.
- (60) Schmid, *Bosnien und die Herzegovina*, S.380.
- (61) ABiH, ZMF, BH. opći. 15600-1908.
- (62) *Bericht* 1906, S.239. なお1899年9月21日付の勅令により、クローネがハプスブルクにおける専一的法定貨幣とされ、1グルデンGulden=2クローネKroneとして換算される旨が決められた。中村英雄「オーストリアの発券銀行と通貨」『成城大学経済研究』第55・56号、1976年、187-188頁。
- (63) Schmid, *Bosnien und die Herzegovina*, S.263.
- (64) 『臺灣牛疫史』33頁。
- (65) 以下の論考は、植民地統治における衛生政策を考えるうえで学ぶところが多かった。松田利彦「植民地警察はいかにして生みだされたか：日本の朝鮮侵略と警察」林田他編『警察』369-416頁。
- (66) 信夫淳平『東欧の夢』外交時報社出版部、1919年、198頁。